

(配布先)

施工担当部署長、建設所長
副部長・副所長・統括工事長
設備部長、安全長・安全主任
S・BLC関西社
関西支店取引業者災害防止協議会

関西支店

安全環境部長



【紙回覧】 有機溶剤による危険防止などについて

関西支店管内の作業所において、所轄の労働基準監督署より、「有機溶剤による危険防止」に関する行政処分(是正勧告書・指導票)を受けました。内容は下記のとおりです。

石綿含有建材(レベル1)除去作業に関する事前確認を現地の立会で受けた際、作業場所の隔離に使用するプラスチックシートを壁等に固着するスプレーのりに有機溶剤含有物(有機溶剤が重量の5%以上)があるにもかかわらず、法で決められた危険防止対策が行われていませんでした。

■ 是正勧告書(安衛法第29条第1項)

関係請負人並びに関係請負人の労働者が、労働安全衛生法及び同法に基づく命令の規定に違反しないよう、必要な指導を行っていないこと。

□ 指導票 (有機溶剤の使用に伴う石綿除去工事施工計画書の見直し)

石綿除去工事に伴い、作業場の隔離に使用するプラスチックシートを壁等に固着する際に、有機溶剤含有スプレーのりを使用していることから、有機溶剤中毒予防規則に基づく各種の措置を講じると共に、作業手順書について、有機溶剤を使用する際の手順や注意事項が記載されていないことから、同手順書を見直してください。

見直された手順書については、関係労働者に周知徹底し、有機溶剤作業が適切に実施されるよう措置して下さい。

“安全衛生の手引き”の「有機溶剤による危険防止」について等の資料を示しますので、同種の指摘を受けないよう、有機溶剤及び特定化学物質による健康障害を発生させないよう、対策を実施して下さい。

以 上

有機溶剤による危険防止について

“「安全衛生の手引き(第9回改訂版)」p-143～p-147”




2020年1月14日(火)

関西支店安全環境部 安全グループ

1、有機溶剤とは

有機溶剤又は有機溶剤含有物(混合物の場合は、有機溶剤重量が全体の5%以上のもの)をいう。

(1) 特性

- ①、常温でも液体の表面から気化する。
- ②、気化ガスは、空気より重いので床面に滞留したり、ピットや階段の下方へ流れ込む。
- ③、引火点が50℃程度と低く、静電気の火花でも引火し、非常に危険である。
- ④、毒性の強いものがある。毒性の程度は、以下のように入れ物の缶のラベルで色分けしている。
( → 毒性が大きい、  → 毒性は中程度、  → 毒性は小さい)

(2) 人体に及ぼす影響

- ①、高濃度のガスを一時に大量に吸引すると急性中毒になる。
- ②、低濃度でも、長期間吸うと慢性中毒になり体に障害をきたす。
- ③、身体に付着すると、低温火傷を起こすことがある。

(3) 有機溶剤を取扱う主な工事

- ①、塗装工事
- ②、防水工事
- ③、保温・断熱材吹付け工事
- ④、接着・剥離作業を伴う工事

2、安全衛生管理体制

(1) 作業主任者の選任 (令6-22、有則19)

屋内作業場等において、有機溶剤業務を行う場合は、有機溶剤作業主任者技能講習修了者のうちから、作業主任者を選任する。(取引業者が選任して元請が確認)

(2) 作業主任者の職務 (有則19の2)

- ①、作業の方法を決定し、その通りに作業員を指揮する。
- ②、排気装置・換気装置等を点検し、不具合を無くす。
- ③、保護具の使用状況を監視し、不具合を無くす。
- ④、タンク内作業での中毒予防措置の実施状況を確認し、不具合を無くす。

(3) 掲示事項 (有則24)

- ①、有機溶剤の人体に及ぼす作用について
 - ②、有機溶剤の取扱い上の注意事項について
 - ③、有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置の方法などについて
- 〈掲示の例〉厚労省リーフレット「有機溶剤を取り扱う事業者の皆さまへ」(2014年11月版)

(4) 防毒マスクの種類

隔離式防毒マスク	高濃度用 ガス濃度 2.0%以下(アンモニアは3.0%以下)
直結式防毒マスク	中濃度用 ガス濃度 1.0%以下(アンモニアは1.5%以下)
直結式小型防毒マスク	低濃度用 ガス濃度 0.1%以下

※ 破過時間の範囲で使用する。

(破過時間とは、吸収かん内の吸収剤が飽和して吸収能力を失い、有毒ガスが除去されずに通過するようになるまでの時間)

3、有機溶剤による危険防止対策の主なもの

- ①、材料の性質をSDSにより確認する。
- ②、中毒の恐れのある時は、直ちに作業を中止して作業員を退避させる。(有則27)
- ③、通風が不十分な場所では、有機ガス用防毒マスクを使用する。(有則32・33)
(必要によりホースマスク等を使用する)
- ④、作業場所の周辺は、火気厳禁とする。
- ⑤、通風が不十分な場所では強制換気を行う。(有則5・6)
- ⑥、高濃度となるときは蒸気温度を測定する。(安全な制限以下とする)
- ⑦、容器は密閉し、屋外の一定場所に集積する。(有則36)
- ⑧、作業主任者を選任し、その氏名と職務内容を掲示する。(有則19)
(作業者は特別教育修了者とする)
- ⑨、特定化学物質が含有しているので、取引業者に「点検シート(関西支店版)」を作成させて
リスクアセスメントとリスクの低減措置を決めて、関係者へ周知する。(掲示・配布)

4、化学物質等安全データシート(SDS)の周知

(SDS : Safety Data Sheet)

(1) 通知対象物 (特定化学物質:666物質)

絵表示(GHSマーク)が容器やSDS等に表示されているもの。



(2) 通知と周知



(3) SDSの記載事項

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> ①、名称 ②、成分及びその含有量 ③、物理的及び科学的性質 ④、人体に及ぼす作用 | <ol style="list-style-type: none"> ⑤、貯蔵又は取扱い上の注意事項 ⑥、流出その他の事故が発生した場合の応急処置 ⑦、その他、規則に定める事項
・通知を行う者の氏名及び住所(則34の2の4) |
|---|---|

(4) 周知の方法

- ①、作業場の見やすい場所に常時掲示する又は備え付ける
 - ②、書面を作業員へ配布する
 - ③、磁気ディスクの場合は、常時確認できる機器を設置する
- ※安衛法以外にも、PRTR法(化学物質管理促進法)・毒物及び劇物取締法でも
一定の化学物質についてSDSの交付が義務付けられている。

以 上

有機溶剤を取り扱う事業者の皆さまへ

平成27年1月1日から 注意事項の掲示の内容が一部変わります (昭和47年労働省告示第123号の一部改正)

有機溶剤中毒予防規則では、事業者は、屋内作業場等では有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、①有機溶剤が人体に及ぼす影響、②取扱上の注意事項、③中毒が発生したときの応急処置など有機溶剤等使用の注意事項について、労働者が見やすい場所に**掲示**しなければなりません。

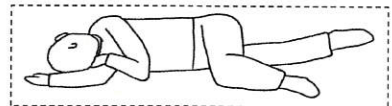
平成27年1月1日から、有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置に関して、**掲示内容が変わります**ので、ご注意ください。

有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置について掲示すべき内容

改正前	改正後
中毒にかかった者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。	中毒にかかった者を 横向きに寝かせ、気道を確保した状態* で、身体の保温に努めること。
中毒にかかった者の頭を低くして横向き又は仰向きに寝かせ、身体の保温に努めること。	中毒にかかった者が意識を失っている場合は、 消防機関への通報を行うこと。
中毒にかかった者が意識を失っている場合は、口中の異物を取り除くこと。	中毒にかかった者が意識を失っている場合は、 消防機関への通報を行うこと。
中毒にかかった者の呼吸が止まった場合は、速やかに人工呼吸を行うこと。	中毒にかかった者の呼吸が止まった場合や 正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺そ生を行うこと。

※ 回復体位

横向きに寝かせて、できるだけ気道を広げた状態にする。膝を軽く曲げ、下側の腕は体の前に伸ばし、上側の腕を曲げて、その手の甲に顔をのせる。



<改正後の掲示の例>

有機溶剤等使用の注意事項

一 有機溶剤の人体に及ぼす作用
主な症状

- (1) 頭痛
- (2) けん怠感
- (3) めまい
- (4) 貧血
- (5) 肝臓障害

二 有機溶剤等の取扱い上の注意事項

- (1) 有機溶剤を入れた容器で使用
中
でないものには、必ず、ふたを
すること
- (2) 当日の作業に直接必要のある量
以外の有機溶剤等作業場内へ
持ち込まないこと
- (3) できるだけ風上で作業を行い、
有機溶剤の蒸気の吸入をさける
こと
- (4) できるだけ有機溶剤等を皮膚に
ふれないようにすること

**三 有機溶剤による中毒が発生したときの
応急処置**

- (1) 中毒にかかった者を直ちに通風
のよい場所に移し、速やかに
衛生管理者その他の衛生管理を
担当する者に連絡すること
- (2) 中毒にかかった者を横向きに
寝かせ、できるだけ気道を確保
した状態で身体の保温に努める
こと
- (3) 中毒にかかった者が意識を
失っている場合は、消防機関へ
の通報を行うこと
- (4) 中毒にかかった者の呼吸が
止まった場合や正常でない場合
は、速やかに仰向きにして
心肺そ生を行うこと



